（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第七条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定新事業開拓投資事業計画の認定の申請）	（特定新事業開拓投資事業計画の認定の申請）
第十条　［略］	**第十条**　［略］
2　前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。	2　前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
一～八　［略］	一～八　［略］
九　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類	九　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
イ　精神の機能の障害により無限責任組合員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
ロ～チ　［略］	ロ～チ　［略］
十・十一　［略］	十・十一　［略］
3　［略］	3　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

○経済産業省令第四十九号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

経済産業大臣　梶山　弘志

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

第一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条から第六条」を「第六条から第九条」に、「又は電磁的記録を使用して行わせ、又は」を「を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により」に改める。

第七条中「第六条第一項」を「第九条第一項」とし、同条を第十一条とする。

第六条中「第五条第一項」を「第八条第一項」とし、同条を第十条とする。

第五条第一項中「行政機関等が、法第四条第一項」を「法第七条第一項」に、「電子情報処理組織による」を「電子情報処理組織を使用する方法による」に、「処分通知等を行うときは、」を「処分通知等を行う行政機関等は、」に、「受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。」を「書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行わなければならない。」に改め、同条第二項中「前項に規定する場合を除き、行政機関等」を「法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式」に、「経済産業大臣が告示で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して」を「あらかじめ第四条第一項に規定する方法によって」に、「申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。」を「届け出る方式とする。」に改め、同条第三項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　処分通知等を受ける者が処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから二十四時間以内に記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知を行うものとする。

第五条第四項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第五項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第七項を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第九条　法第七条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認を行う必要があると行政機関等が認める場合

二　処分通知等を書面等により行うときに法令の規定に基づき交付すべきこととされている書面等であって原本を交付する必要があると行政機関等が認めるものを交付する場合

三　処分通知等を書面等により行うときに法令の規定に基づき交付すべきこととされている有体物を交付する場合

第四条第一項中「第三条第四項」を「第六条第四項」に改め、同条第四項中「第四条第四項」を「第七条第四項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第五項中「第六条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第六条　法第六条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

一　申請等を行う者について対面により本人確認を行う必要があると行政機関等が認める場合

二　申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等であって原本を確認する必要があると行政機関等が認めるものを提出する場合

三　申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき提出すべきこととされている有体物を提出する場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条　法第七条第一項における電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第三条第一項中「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第八項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条第九項第一号及び第二号を削り、同条第九項第三号を同項第一号とし、同条第九項第四号を削り、同条第九項第五号を同項第二号とし、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「者が」の下に「法第六条第五項の規定に基づき」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を削り、同条を第四条とする。